

令和 7 年 8 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和 7 年 8 月 結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和 7 年 8 月 2 5 日（月曜日）
- 場 所 結城市役所 3 階 会議室 3 0 1
- 出席委員 黒田光浩教育長
中村義明委員（教育長職務代理者）
岩崎勤委員
赤木信之委員
- 欠席委員 田中昌希委員
- 教育委員会事務局
教育部長 大木博
学校教育課長 福井恵一、指導課長 湯本勝洋、
生涯学習課長 斉藤高司、スポーツ振興課長 仁見剛、
給食センター所長 野村精二
学校教育課課長補佐兼小学校新設推進係長 和泉田真、
学校教育課学務係長 山口明良

1 付議案件

- （１）議案第 2 1 号 結城市結核対策委員会委員の委嘱について＜非公開＞
- （２）議案第 2 2 号 結城市立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可の取扱いに関する要項の制定について

2 報告事項

- （１）報告第 9 号 教育長報告について

午前 10 時 30 分 開 会

事務局

改めまして、皆さん、おはようございます。

定例会の開催に当たり、初めに、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に配付させていただきました令和 7 年 8 月結城市教育委員会定例会のクリップ留めになっている資料でございます。

不足等はありませんでしょうか。

続きまして、本日は 1 名の方から傍聴のお申込みを受け付けておりますことをご報告させていただきます。

それでは、定刻前ではございますが、その前に、田中委員からご欠席の連絡を受け付けております。

それでは、定刻前ではございますが、おそろいですので、ただいまから定例会を始めさせていただきます。

黒田教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長

本日の出席員は 3 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年 8 月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指定いたします。赤木委員にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

本日の議案は 2 件です。

議案第 21 号は人事案件でございますので、非公開にしたいと考えております。ご賛同いただける方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。

挙手満場。よって、議案第 21 号は非公開とさせていただきます。

それでは、議案第 21 号 結城市結核対策委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第 21 号 結城市結核対策委員会委員の委嘱について＜非公開＞

＜非公開部分削除＞

教育長

では、ご質問がなければ、議案第 21 号についてお諮りさせていただきます。

議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数。それでは、議案第 21 号については原案のとおり決定いたします。

では、次に、議案第 22 号に移りますので、傍聴人をお願いします。

では、議案第 22 号 結城市立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可の取扱いに関する要項の制定について、事務局から説明をお

願いたします。

◎議案第 2 2 号 結城市立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可の取扱いに関する要項の制定について

事務局

議案第 2 2 号 結城市立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可の取扱いに関する要項の制定について。

上記議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

4 ページをご覧ください。

こちらが要項の内容になってございまして、まず第 1 条に趣旨が記載されております。

この訓令は、中学校部活動の地域展開に伴い、学校に勤務する職員が地域クラブ活動の運営主体または実施主体から報酬を得て、その指導に従事することについて、地方公務員法第 3 8 条及び教育公務員特例法第 1 7 条第 1 項並びに結城市立学校職員服務規定第 1 6 条の規定により、結城市教育委員会が行う兼職兼業の許可に関し必要な事項を定めるものとする記載されております。

第 3 条には、兼職兼業の許可の基準ということで記載がございまして、兼職兼業の許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとするということで、(1) 番、職員の本務に支障がないこと、(2) 職員が勤務する学校の運営に支障がないこと、次のページに移りまして、(5) には職員の時間外在校等時間及び地域クラブ活動の従事時間の合計時間が記載されております。(9) まで、こちらが許可の基準ということで記載されております。

第 4 条には兼職兼業の申請ということで、地域クラブ活動に従事しようとする職員は、地域クラブ活動兼職兼業許可申請書を当該職員が勤務する学校の学校長を経由して結城市教育委員会教育長に申請しなければならないとなっております。

こちらの内容を 9 条まで記載されてございまして、こういった内容の要項でなっております。

今後の予定としましては、種目で野球なんですけれども、市内 3 中学校の野球部顧問からこちらの申請がされる見込みとなっております。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございます。

ただいま説明のありました議案第 2 2 号について、ご質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

これは第 1 条のところなんですけど、地域クラブから報酬を得て、その指導に従事することについてということが書かれているんですけど、もし報酬を得ないで、何となく奉仕みたいな感じでやった場合は、この申請は要らないということになるわけでしょうか。

教育長 お願いします。

事務局 あくまでも報酬を得て指導に当たる場合に限るということになります。

岩崎委員 そうですか。分かりました。ありがとうございます。

教育長 赤木委員。

赤木委員 じゃ、その場合には、その職員、教員がボランティアでやっているということなの。報酬を得ないで行けばということに。

教育長 仁見課長。

スポーツ振興課長 報酬を得ないで指導する場合にはボランティア活動ということになります。

赤木委員 それは学校長なり教育長の許可を得る必要はないんですか。

スポーツ振興課長 この申請は必要ないとしましても、学校長の許可は必要になってくるのかなというふうには。

赤木委員 結局、これもやっぱり私も読ませていただいたんですが、例えば6ページの第8条をご覧いただきたいと思うんですけども、3の第8条、地域クラブ活動の運営団体等及び兼職兼業職員は、この後なんですけれども、事故が発生した場合における損害賠償その他民事上の責任に対し、適切な保険に加入するよう努めるものとするがありますよね。そうすると、こういう例えば活動中の事故なんかに対する補償、もっと細かく言うと、活動場所へ移動中の事故なんかへの対応とか、そういうのを考えた場合に、ある程度慎重にやっていかないと、後でごたごたしたときに難しくなってくるんじゃないかなと思うんですけども、すみ分けというか、どうなんでしょうかね。

教育長 仁見課長、何かありますか。

スポーツ振興課長 例えばスポーツ保険なんかに加入した場合には、その行う行き帰りも補償の対象にはなってはございます。

赤木委員 じゃ、その移動のときの例えば交通事故とか、そういうことについても補償はされるということですか。

スポーツ振興課長 保険で補償されることになっております。

赤木委員 やっぱりその補償を受けるとなれば、単にそれがボランティアで参加したときに適用になるのかどうか、そこらのところはどうでしょう。やってみないと分からないことなんですか。

教育長 仁見課長、何かありますか。

スポーツ振興課長 ボランティアでも保険に加入していただければ補償の対象になります。

教育長 ボランティアという言葉がやっぱりちょっと曖昧なところがあるんですけども、やっぱりそういうことで、クラブとか何かの活動に参加するということは、やっぱり兼職兼業のそういう申請をすべきだと思うんですよね。確かにボランティアで、ただ、やっぱり校長それは見逃しちゃいけない。その活動をやっているんで、何らかの届出は必要になると思うんですよね。

休みだから何やっても構わないんですけども、そこで試合、練習とか

何かの活動に参加しているということは、さっきもずっとこれはそこが難しいところなんですけれども、第3条の(6)で45時間を超えた月数が6か月を超えないことが見込まれること。6か月は超えないと思うんですよ。そういうふうには結城市ではやっていこうと思っていますので、校長の許可もやっぱり必要かなと私は思っています。

中村委員。

中村委員

これは私もかなり前からちょっとどうなっているのかなと思って、その報酬なんですけれども、例えばボランティアの話が出ましたけれども、お金を頂くボランティアというのもありますよね。その報酬というのが定期的な給与、それも私、分からないですが、何かお金を頂くこと自体がもう報酬であれば、なかなか難しいと思うし、例えば教員の中にもかなりいろんな多彩な能力を持っている方がいるし、地域貢献もできる方がいるし、そのときに必ず報酬みたいなお金のお礼、謝礼とか、そういったものが必ずつきまとうと思うんだよね。そういったときにもらったら、あなたは違反してますよとか、そういうことになってしまったら、またこれ問題だし、そういう報酬についてもちょっと分からないところがあったのと、報酬を頂いたら、もうそれは駄目なのかどうかという、そういったもろもろのことが関わってくるんですね。この訓令の前の上位法にある部分ではきっときちんと押さえてはあるのかもしれませんが、その辺がちょっと分からないんですが。

教育長

部長。

教育部長

まず、こちらの取扱い要項の1条を再度ちょっと確認していただきたいんですが、地域展開に伴い、学校に勤務する職員が地域クラブ活動の運営主体、実施主体から報酬を得て、この指導に従事することについて、その他法律がいろいろ載っています。の規定により、結城市教育委員会が行う兼職兼業の許可に関して必要な事項を定めるとするということに書いてあって、その前の下から3行目、上からでも3行目、結城市学校職員服務規程第16条の規定によりと書いてあるんですけれども、この学校職員服務規程の中には、職員は地方公務員法の規定により、営利企業等に従事するための許可を願い出る場合は出さないよ、失礼しました。職員は教育特例法第17条の規定により、教育に関する職を兼ね、または教育に関するほかの事業、もしくは事務に充実するための承認願を願い出るときは、兼職兼業の提出をしなければならないという別の要項で決まっているんですね。その上の法律を見ますと、そこには報酬を得る、得ないにかかわらずとなっているので、ここの今審査されているものは、あくまで報酬を得た場合に、この様式で出してくれというふうなもので、それ以外報酬をもらわなくても、別の様式で出すことにはなっているというふうにお考えいただければと思います。

中村委員

そうすると、これは報酬を得ない場合、例えば小中一貫校連携校なんかで兼務発令ってありますよね。小学校の教諭が中学校へ行って指導するの

はやっていいですよ。あれは報酬もない兼務だと思う。この場合は報酬があるから、報酬が出るというのも分かっているけど、やっぱり当然教育長さんなりからの兼務発令は出るわけですね。

教育部長
中村委員
教育部長
教育長

はい。兼職兼業なんで。

そうですね。

はい。

今、技術の先生が足りないときに東中に行ったとか、そういう簡単な事例で、そこで、それじゃお金いっぱいもらっているかといったら、それは全然ないわけですから、やりくりなんで。

中村委員
教育長
事務局

あの場合も兼務発令は出しているわけね。

出してます。

講師なんかに行く方いらっしゃったじゃないですか。あれも兼務でたしか出てますので。

中村委員
事務局
岩崎委員

あれも報酬はもらう。

もらっている方もいます。なので、もらってない方も。

この第8条、保険加入についてのところで、この第8条の一番最後のところに適切な保険に加入するように努めるものとするという、言い方なんだと思うんですけども、努めるものとするとなると、できるだけ入ってくださいよみたいな、そういう感じに取れてしまうので、もしそういうふうな捉え方で、適切な保険に入ってなくて、何かあったときにどうするのということならないように、ここはもうちょっとはっきり適切な保険に加入するとか、そういうふうに、何か努めるとなると、ちょっと努力してくださいよみたいな言い方になってしまうような感じがするので、その辺ちょっとあれしたほうがいいような気がしたんですが、いかがでしょうか。

教育長
スポーツ振興課長
教育長

その辺、仁見課長、何かありますか。

そのように改めさせてもらえればというふうに思います。

大体こういう文言の言い回しになっているんだよね。恐らくほかのところもなっていると思うんで、こっちでは恐らくやるときには当然入ってもらうことになると思うんですけども、その辺の言い回しをね。恐らく読み込むと本当にいろいろと出てくると思いますので、後でまたちょっとこの辺のところがあったら、ちょっとご連絡いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。では、議案第22号についてお諮りさせていただきたいと思います。

議案第22号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。

挙手多数。それでは、議案第22号については原案のとおり決定いたします。

では、続きまして、報告事項となります。

報告第 9 号 教育長報告について、私のほうから報告させていただきます。

◎報告第 9 号 教育長報告について

1 1 ページをご覧ください。

報告第 9 号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

1 2 ページをご覧ください。

簡単に説明をさせていただきたいと思います。

まず、水戸のほうは 8 月 2 7 日、2 5、2 6、水曜日から 2 学期というか、夏休み以降の学校が始まるようです。

では、1 番、凡事徹底についてということで、その辺から簡単に説明させていただきます。

2 学期というか夏休みが終わって、9 月からまた授業が再開されます。そのときに特にこの 4 5 分、5 0 分授業を充実させてほしいということで、今度の校長会でも指示したいと思います。落ち着いた学習環境での学力定着をということで、いろいろと新聞紙上でも出ていますけれども、全国学調の結果が出ましたので、その分析と対策ということで、特に小中連携の課題として、当事者意識を持って当たってもらいたいというふうに指導していきたいと思います。

あともう一つは、結城スタイルの再確認ということで、結城市は結城スタイルというこの授業展開のほうをしていますので、そちらをもう一回徹底させていただきたい。特に道徳、学級活動の充実を図っていただければと思います。

通学路を含めた安全点検結果の有無ということで、歩道の雑草、まだまだ歩道が雑草に埋められているようなところも見受けられます。十分気をつけて登下校するように指示したいと思います。

あと、盗難も増えています。スズメバチもこれからだと思いますので、そのスズメバチ被害がないように話したいと思います。

(3) 番、児童生徒の小さな変化へのサインということで、サイン、気づきということで、自殺防止、SNS、いじめ、虐待ということで資料を上げさせていただきました。

資料の 2 番目なんですけれども、子供の自殺対策ということで、方向性は正しいか、いま一度議論をということで、何でそれを上げるかといいましたら、この前もテレビでやっていたんですけれども、ここに出たのは小中高校生でいじめで自殺するという件が報道されてますけれども、いじめだけではなくて、家庭環境に踏み込んで、子供たちの小さな変化へのサインの気づきというのをやれないかなということで、ちょうどいい資料があるんで、載せさせていただきました。特に 9 月 1 0 日から 1 6 日が自殺予防週間になっています。自殺予防が 9 月 1 日からというんじゃなく

て、9月1日も自殺の特異日だと思うんですけども、9月の第1週過ぎた第2週というのが結構小中高校生の自殺事案が多くなっているという、そういうデータが出ているらしいんです。そういうことがあって、ちょっと資料をつけさせていただきました。

(4) 番、教職員の心身の健康ということで、こちらのほう、ストレス対応とかいろいろと出ていますので、こちらのほうをもう一回徹底したいと思います。

あと、交通事故が非常に多かったです。おかげさまで夏休みは湯本課長、何か連絡はない。

指導課長

ないです、今のところ。

教育長

今のところはないですね。

指導課長

はい。ないです。

教育長

今のところはないんだよね。

指導課長

今のところはないです。

教育長

あれだけ1学期からあったのに、今のところおかげさまでない。子供たちもそんないよね。

指導課長

はい。

教育長

ということでありがとうございます。

(5) 番、安全確認の基礎基本ということで、まだまだ熱中症、また保護者への連絡、保健室、空き教室の確認ということで、そこで言ったのは、他県の高校は全部総点検していると。そうしたら、その捕まった教諭の前の学校で10台ぐらいまたカメラが見つかったという、本当に徹底しなかったら、もう今何起こるか分からないということで、これはもう1学期、夏休み前から徹底するようにということで指示は出しています。もう一回9月から始まるときに、この辺は徹底のほうを指示したいと思います。

職員の服務について、先生方の意識改革というのはきちんとやっぱり指導すべきかなんていうことで感じています。

2番です。茨城県市町村教育長協議会の夏期研修会が8月1日、レイクビルのほうでありました。茨城大学の名誉教授の先生が江戸時代の教育と現代ということでお話がありました。

あともう一つ、こちらにはないんですけども、さっき山口さんのほうからあったと思うんですけども、県西地区教育委員会連絡協議会の研修視察が10月23日の木曜日にあると思います。古河市が今回幹事だと思いますので、我々も結城市が幹事になって行ったこともあったんですけども、私ももし何もなければ行かせていただこうかなと思っています。

3番の行事です。(1) 北関東中学校、もうずっと前なんですけれども、野球大会について資料のほうを載せさせていただきました。その中で結城ブレーブスというのが出場してまして、3中学校の合同チームで、もう3年生引退して、2年生、1年生で1チームで活動しています。北関東に出場したのは今回1年生のみで出場させていただいたようです。仁見課長、

何か北関東についてありますか。

スポーツ振興課長
教育長

出席いただきましてありがとうございます。お世話になりました。

ということで、伝統のチーム名、地域移行で復活ということで、結城ブレーブスというのは前にもお話ししたんですけれども、結城にプロ野球球団があって、結城ブレーブスというのはその名前で、1年間だけ国民球団としてあったんですけれども、そのブレーブスが78年ぶりに復活したということで、ああ、すごいなということで、ここの立ち上げに尽力してくださった方々には本当に敬意を表する次第です。そういうのがありました。

(2) 番、各中学校区小中一貫教育協力会議が8月4日月曜日、委員の皆様にもいろいろと参加していただいてありがとうございます。小中一貫教育会議というのは統合があるからやっているというんじゃなくて、結城市としてはもう10年前ぐらいから連携会議ということで始まっているんですよ。だから、もうそれは当然小学校、中学校が連携するのは当たり前であって、それを一歩進んで一貫教育協力会議ということでやっていきましょうということで今に至っているところです。

(3) 番、市子連福井派遣、昨日戻ってまいりました。いろいろありがとうございます。昨日5時何分に、斉藤課長、何かあったらお願いします。

生涯学習課長

無事、暑い中、3日間過ごしてきたんですけれども、お子さんたち、元気に戻ってきました。ちょっと帰り、新幹線とか止まってまして、1時間ほど遅れたんですけれども、無事に帰りましたので、ご報告させていただきます。ありがとうございます。

教育長

はい、お疲れさまでした。

次、(4) 番、市内の科学作品発明工夫展について、何か湯本課長、あったらお願いします。

指導課長

例年どおりJAのホールで9月23、24日に市内科学作品・発明工夫展があります。もしお時間ありましたら、ぜひご覧になっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

その2日間は市内の教員のほうが監視と受付係でいますので、もしよろしければお願いします。

教育長

はい、ありがとうございます。

(5) 番、市内新人大会が9月20日土曜日と21日日曜日に実施されます。

(6) 番が前期終業式が9月から2学期、2学期と言っちゃうんですけれども、前期・後期制ですので、前期終了が10月10日金曜日で、後期始業式が10月14日になっております。

そこには載っていないんですけれども、資料に載せさせていただきました。つくろう料理コンテストというのがありまして、そこにつきまして、野村所長、説明のほうをお願いします。

給食センター所長

お手元の資料でカラー版の横と新聞の資料が載ってございます。これは

先日8月20日に水戸の中川調理専門学校で行われたコンテストの様子でございます。こちらにつきましては、21日に給食運営審議会もございまして、そちらのほうで報告させていただきました。結果は私のほうからこの場で、恐縮ですが、報告をさせていただきます。

こちらの料理コンテストなんけれども、毎年茨城県教育委員会で主催している食育推進事業としまして、茨城県産の食材を活用し、栄養バランスの取れた献立を考えて、それを実際に調理することで、食への関心を高めるということで実施しております。そして、今年度は応募作品3,800点の中から、今回結城南中学校の3年生の献立、タイトルが「茨城菜(再)発見!!IBARAKI野菜に惚れたっす!」ということで、中学生の部で見事に最優秀賞に輝きました。調理と審査会、表彰式はこちらの写真のとおり、8月20日に行われまして、こちらは制限時間が1時間という短い時間の中で調理から盛りつけまで行って、料理の出来栄を競い合うということでございます。

この作品は、ほとんど茨城県産のもの、写真でもございますとおり、メインがレタスですね。レタススープとサラダ、焼きおにぎり。生徒さんのおじいちゃんが近所でレタス農家をされているということで、そのレタス農家の孫としてはこちらのレタスを基調として作品を応募したということでございます。

実は昨年度も同じこちらのコンテストに応募されまして、昨年は優秀賞でした。その後、今年は皆さん、学校でも実演を、栄養教諭と家庭科教諭と実際に練習したり、あと、お家でも2日に一遍は練習されたそうです。それと、各先生方の試食、それを基に各先生からコメントをいただいたそうです。そのコメントをお守りにこの当日は大変緊張したそうですけれども、それを見ながら、すごく緊張もほどけて、ノーミスで実際45分間で作り上げたそうです。そういう成果もありまして、今回最優秀ということで取材ということです。こちらにつきましては、本人と、またご家庭の方、そして塚田校長をはじめまして、先生方の協力のたまものであると考えております。

このほかにも結城南中学校からも2年生が入賞、それと小学校の低学年の部では、江川北小学校の児童さんが優秀賞を受賞されされております。

以上でございます。料理コンテストの結果の報告でございました。

教育長

ありがとうございました。

学校のバックアップもすごいんですけども、やっぱり野村所長の給食センターのバックアップがあったから、こういう毎年すばらしい賞を取れているんだと思って。来年卒業ですよ。

給食センター所長

そうですね。3年生です。

教育長

来年はどうなるのかな、これ。

給食センター所長

またさらに何か腕を磨いて。

教育長

本当におめでとうございます。ありがとうございました。ということ

報告していただきました。

第3回の定例会議会が9月3日から実施されます。今回は11人、30件の案件が一般質問になると思います。

今後の学校閉庁日の予定ということで、11月13日と11月26日、2日間予定されております。

以上、教育長報告のほうをさせていただきました。

質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

質問ではないんですが、先ほどのこの最優秀賞についてなんですが、水戸の調理学校ですね、料理の講師の先生なんかは皇室の料理なんかも、園遊会とか、そういうときに手伝いとか、そういうふうに行かれる方で、すごいところなんですね。そこでこういうふう以最優秀を取られたということは、いや、これはすごいなと思っていまして、もし可能であれば、学校給食にこういうものを出してあげると、なおいいなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

教育長

ありがとうございます。先ほども岩崎委員さんと話してて、ぜひ結城市のPRをしていただいて。

これは給食に出るということは決まったんだっけ。

給食センター所長

まだこれから、実は昨年も優秀賞を取られまして、そのときもやっぱりレタスを素材とした給食を実際につくっております。12月の献立でメニューに取り入れています。今年もぜひPRも兼ねて取り組めればいinaと思っております。

教育長

ぜひせっかくですから、教育委員さんにも報告して、ちょうどこのぐらいの時間に終わったら給食と、どこかの学校でやって。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

中村委員。

中村委員

私も同じことを聞こうと思っていたんですよ。そうしたら前ももうやっていたというんで、意外と皆さん控え目なんだよね。こういうのってチャンスと捉えて、どんどん生かしていると思うんですよ。小さな行政なので、結構柔軟にできると思うんですね。結城がやっぱりこれだけすごいというのをもっともっと外に発信できるようなPRをもっとしていきたいという。

実は私、ちょっとずれますけれども、昨日ケーブルテレビが入ったんです、私の職場に。やっぱりそのときにもまず考えることは、そのケーブルテレビを通して外に結城のすばらしい生徒なり、そういう事業をやっているんだよというのを発信している、個人としてね。そういうつもりでおったんですよ。だから、そういうふうなことを一つ一つこれはチャンスと思って、メディアを利用する。だから、そういうふうにして、ちょっとこれ質問、お願いしようと思ったところで、すばらしいですよ。だから、

もちろん子供たちの活躍はこれだけじゃないですよ。ほかの運動であれ、ほかの文化活動でも全部いい結果を出している子供たちがいるし、取組もしている学校とかもあるし、どんどん出してあげたいなという感じがしております。

教育長

中村委員さんが全く言うとおりで、私も本当に、今回はうれしい。赤木さん、何か。よろしいですか。

ありがとうございました。

では、終了させていただきますが、もう一つ報告なんですけれども、図書館探検隊とか、図書館司書講座とかもありました。

あと、北関東野球大会なんかで、実はヤングボランティアといって、高校生がボランティアで来てくれているんです。ありがたいですね。結城市ってなかなかやるなと思って、そういうところにみんな結城一高、二高、鬼怒商。そういう高校生らが来て、あとは下妻一高とか、そういうところも来てやってくれている、OB、OGの生徒が。それすごくいいですよ。ありがたいなと思いました。北関東野球大会は鬼怒商の野球部員がずっとどこの球場もスコアつけと、あと、あれも全部やってくれて、そういう小中高のつながりというのは大事にしたいなと思ったんで、報告させていただきました。ありがとうございました。

では、報告第9号についてはこれで終了させていただきます。

◎その他

教育長

そのほかの事案で何かございましたらお願いします。福井課長。

学校教育課長

事務局より今後の予定についてご報告させていただきます。

9月の定例会は9月25日、午後1時半から、市役所4階の大会議室3で、10月につきましては10月24日、1時半から大会議室3で開催をさせていただきます。日程調整のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長

ほかありますでしょうか。

赤木委員。

赤木委員

話題がいろいろ出ている中で、とってもいいなと思ったのが、野球部の子供たちが結城ブレーブスという組織で、役所のOBの方が中心にやってくださってますよね。運営するに当たってはやっぱり野球で、市の軟式野球連盟等もバックアップはしてくださっていると思うんですけれども、あのあたりのところの運営の仕方をやっぱり他競技のほうでも用いられないものかどうか、そこらのところ、仁見課長さん、どういうものなんだろうね、あれね。

スポーツ振興課長

実際にサッカー協会が主体となって、今度の4月からやっぱりクラブチームを立ち上げるという方向で動いている部分はございます。全くの情動的にはそんなものしかないんですけれども。

赤木委員

そうすると、サッカー協会なんかは極端に言えば、指導者は一般の方だ

ですよね。

スポーツ振興課長 一般の方もいらっしゃいますし、市の職員の方のOBの方が会長なんですけれども、元市の職員の方なんですけれども、会長さんは。一般の方もいらっしゃれば。

赤木委員 ブレーブスのほうは現役職員とか役所関係ばかりですよね。

スポーツ振興課長 連盟の中でも一般の方もいらっしゃいます。市の職員OBとか、現役の方が多いんですけれども、中には一般の方もいらっしゃいます。

赤木委員 でも、本当にいい流れがありますんで、これを切り口に地域移行というのにも全体的に広がっていくように持っていけるといいのかなと思いますよね。よろしくお願ひしたいと思います。

教育長 ありがとうございます。本当にこれは結城市が発信して、県のモデル事業になればいいなと私も思っています。ぜひこういうところでやってもらえればありがたいなと思います。貴重な意見ありがとうございました。よろしいですか。

では、以上で教育委員会8月定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時50分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員